

適格現物出資の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

内国法人が外国法人に国外資産を移転する現物出資(対価が株式のみで、完全支配関係がある等一定の要件を満たすものに限る。以下同様)は適格現物出資に該当し、課税が繰り延べられる。

今年度改正では、「無形資産等」※の移転による所得流出等に対応するため、「内国法人が外国法人に国外にある無形資産等を移転する現物出資」が適格現物出資の範囲から除外される。併せて、現物出資財産の内外判定について国内源泉所得等との整合性を取るための見直しが行われる。

※「無形資産等」とは、工業所有権、著作権等の資産で、独立事業者間で通常取引条件で譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきもの

(2) 内容

① 適格現物出資の範囲の見直し

内国法人が外国法人に国外にある無形資産等を移転する現物出資は、適格現物出資の範囲から除外される。

② 現物出資資産の内外判定の見直し

項目	改正前	改正後
国内資産等	国内にある <u>事業所に属する</u> 資産等	国内にある <u>事業所を通じて行う事業に係る</u> 資産等
国外資産等	国外にある <u>事業所に属する</u> 資産等 (国内不動産等除く)	国外にある <u>事業所を通じて行う事業に係る</u> 資産等 (国内不動産等除く)

(3) 適用時期

2024(令和6)年10月1日以後に行われる現物出資について適用

2. 改正の内容

(1) 改正の内容

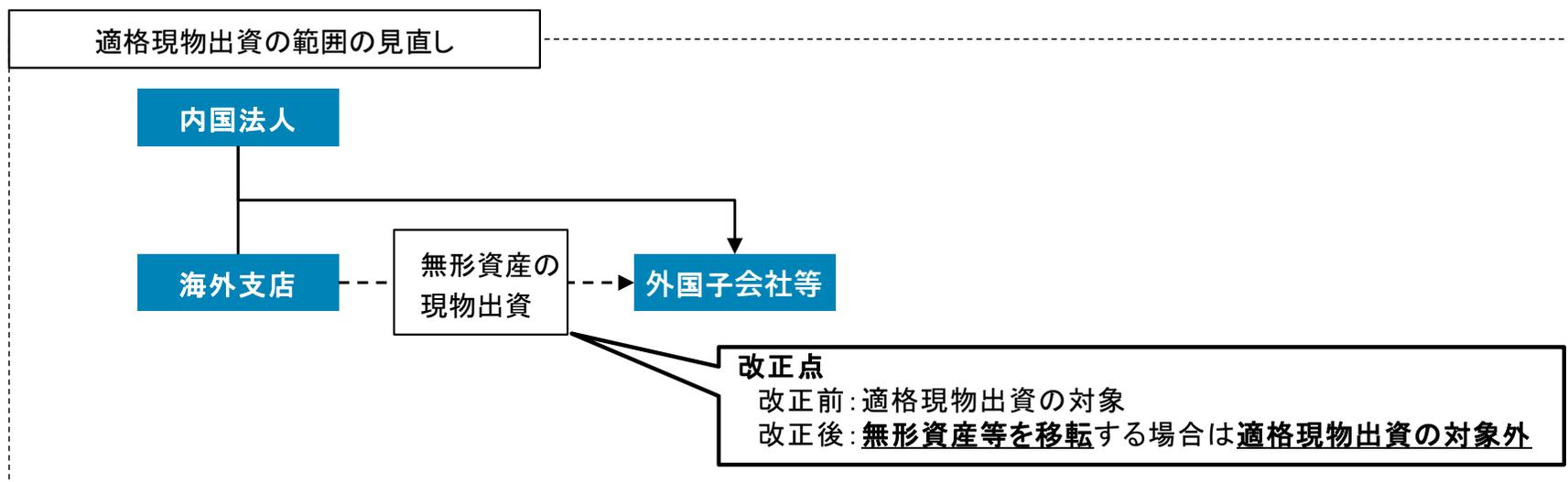
① 適格現物出資の範囲の見直し

内国法人が外国法人に国外資産を移転する現物出資（対価が株式のみで、完全支配関係がある等一定の要件を満たすものに限る。以下同様）は、適格現物出資に該当し課税が繰り延べられる。

今年度改正では、「無形資産等」※の移転による所得流出等に対応するため、「内国法人が外国法人に国外資産に該当する無形資産等を移転する現物出資」が適格現物出資の範囲から除外される。

※「無形資産等」とは次に掲げる資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきもの

- 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む）
- 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む）



2. 改正の内容

(1) 改正の内容

② 現物出資資産の内外判定の見直し

適格現物出資の判定をする際の現物出資資産の内外判定について、国内源泉所得等との整合性を取るための見直しが行われる。

現物出資資産の内外判定の見直し

項目	改正前	改正後
国内資産等	国内にある事業所に属する資産等	国内にある事業所 ^{※1} を通じて行う事業に係る資産等
国外資産等	国外にある事業所に属する資産等(国内不動産等除く)	国外にある事業所 ^{※2} を通じて行う事業に係る資産等(国内不動産等除く)

※1 国内にある事業所：内国法人の本店等、もしくは、外国法人の日本所在の恒久的施設

※2 国外にある事業所：内国法人の国外事業所等^{※3}、もしくは、外国法人の本店等

※3 国外事業所等：国外にある恒久的施設に相当するもの等

3. 適用時期

2024(令和6)年10月1日以後に行われる現物出資について適用

4. 実務上の留意点

- 海外支店を有しているケースや、組合を通じて国外事業所を有しているものとされるケースは本改正の影響を受ける可能性がある。